

公益財団法人大阪Y M C A 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人大阪Y M C Aと称する。

2 英文表記は、Osaka YMCA (The Osaka Young Men's Christian Association) とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

3 この法人は、理事会の決議により、支部を置くことができる。

4 支部は、理事会の決議により、この法人の事業計画にもとづき、事業を行うこととする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、キリスト教精神にもとづき、青少年をはじめとするすべての人々の心身の発達と人格の向上を図り、奉仕の精神を養い、世界の平和と福祉社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 自然体験、スポーツ及び文化活動等を通して心身の発達を支援する事業

(2) 野外活動施設の運営を通して利用者及び指導者を対象とした教育・研修事業等を企画・実施する事業

(3) 国際的な感覚を養うための教育や研修等に関する事業

(4) 福祉の増進と支援に関する事業

(5) 大阪YMCA会館内の各種施設の運営管理

(6) 旅行業法に基づく旅行業

(7) 児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業

(8) 介護・福祉に従事する介護職員・相談援助職員等の教育・研修及び養成事業

(9) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、大阪府及びその周辺府県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の管理・運用)

第5条 この法人の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は評議員会の決議により別に定める財産管理運用規則によるものとする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間

備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - (7) キャッシュ・フロー計算書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 3 号、第 4 号、第 6 号及び第 7 号の書類については、定時評議員会に報告し、第 1 号、第 2 号、第 5 号については、承認を受けなければならない。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 64 条において準用する同規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 前項の財産目録等は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 4 第 2 項の定時評議員会の終結後、直ちに法令及び定款の定めるところにより、計算書類のうち貸借対照表を公告するものとする。
- 5 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所にその写しを 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 9 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 5 項第 5 号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第 10 条 資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、決議に加わることができる評議員の過半数の決議を要する。
- 2 重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じく評議員会において、決議に加わることができる評議員の過半数の決議を要する。

(会計原則)

第 11 条 この法人の会計は、公益法人の会計の慣行に従う。

第 4 章 評議員

(評議員)

- 第 12 条 この法人に評議員 5 名以上 7 名以内を置く。
- 2 評議員のうち、1 名を評議員会議長とする。また副議長を置くことができる。
- 3 評議員会議長及び副議長は、評議員会において互選する。

(評議員の選任及び解任)

第 13 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、3 親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営に関する事項は、理事会において定める評議員選定委員会運営規則による。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2 人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の評議員）につき 2 人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第 7 項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- 10 評議員に異動があった時は、2 週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、速やかに行政庁に届け出なければならない。

(権限)

第 14 条 評議員は、評議員会を構成し、第 18 条に規定する事項の決議に加わるほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

- 第 15 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし再任を妨げない。
- 2 評議員は、第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 16 条 評議員は無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 役員及び評議員の報酬等の支給の基準
- (4) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受けの承認
- (7) 残余財産の帰属先の承認
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、年1回は毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 第2項の請求をした評議員は、請求した日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合は、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会議長がこれにあたる。

2 議長は評議員会の議事を整理し、進行する。

3 評議員会議長に事故があるとき又は欠けるときは、副議長を置く場合は副議長がその職務を代行する。副議長を置かない場合は出席評議員から議長を選出する。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席により開催することができる。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 理事及び監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数

の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 24 条 理事が評議員に評議員会の目的である事項について提案した場合、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 25 条 理事が評議員全員に対し、評議員会に報告すべき事項の内容を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しない旨について、評議員全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 前項の議事録には、評議員会議長及び出席した評議員のうちから評議員会において選任された議事録署名人 2 名が記名押印する。

(評議員会運営規則)

第 27 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令若しくはこの定款に定めるもののほか、評議員会によって定める評議員会運営規則による。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 28 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 7 名以内
- (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、1 名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 29 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3 理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。
4 監事には、この法人の理事（その親族その他特別の関係にある者を含む。）及び評議員（その親族その他特別の関係にある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。
5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。
6 監事を 2 名以上置く場合は、それぞれ他の同一の団体の理事又は使用人でない者とする。
7 理事又は監事に異動があった時は、2 週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、速やかに行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 30 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。
3 業務執行理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を分担して執行する。
4 業務を分担して執行する理事の権限は、理事会が別に定める理事の職務権限規程による。
5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度の 4 ヶ月を超える範囲で 2 回、自己の職務の執行の

状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 31 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の業務執行状況並びに財産の状況等を調査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要な意見を述べること。
- (4) 必要に応じ評議員会に出席して意見を述べること。
- (5) 理事が不正の行為をし、又はその行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実があるとき、又は著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (6) 前号の報告を行うために代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から 2 週間以内の日を理事会とする招集通知が 5 日以内に発せられない場合は、自ら理事会を招集すること。
- (7) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、若しくは著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (8) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をする恐れがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対しその行為をやめることを請求すること。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使し職務を遂行すること。

第 32 条 削除

(役員任期)

第 33 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 28 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 34 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 35 条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第 36 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人と

その理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取り扱いについては、第48条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

- 第37条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

- 第38条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第39条 理事会は、この定款に別に定めるものの他、次の職務を行う。
- (1) 評議員会の日時、場所及び目的並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるものの他、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事及び業務執行理事選定と解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な職務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備
 - (6) 第37条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

- 第40条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度に2回開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき
 - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 第31条第1項第6号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき

(招集)

- 第41条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
- 2 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的、及び議題を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、通知する。
- 4 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定める順序により、他の理事が理事会を招集する。

(議長)

第42条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

2 議長は理事会の議事を整理し、進行する。

3 代表理事に事故があるとき又は欠けるときは、出席理事から議長を選出する。

(定足数)

第43条 理事会は、理事の過半数以上の出席により会議を開くことができる。

(決議)

第44条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるものの他、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、提案に特別の利害関係を有さない理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第46条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項の内容を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第30条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第48条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるものの他、理事会において定める理事会運営規則による。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を得て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業並びに第13条に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第51条に規定する公益目的取得財産残額の贈与を除く。

2 前項にかかわらず、評議員の全員が賛成するときは、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業並びに第13条に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に係る定款の軽微なものを除く変更をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、速やかに行政庁に届けなければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 51 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 委員会

(委員会)

第 53 条 この法人の事業を推進するために、理事会の決議により委員会を設置することができる。
2 委員会の委員の選任の方法は、理事会の決議により別に定める。
3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 会員

(会員)

第 54 条 この法人の趣旨に賛同し、賛助する個人または団体を会員とすることができる。
2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 事務局

(設置等)

第 56 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には所要の職員を置く。
3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委任)

第 57 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事及び監事は次に掲げる者とする。

理事	池田 和弘	石原 福造	檜本 高廣	ト田 啓三
	末岡 祥弘	眞嶋 克成		
	松野 時彦			
監事	松浦 孝次	松尾 博之	水口 美里	
- 4 この法人の最初の代表理事及び業務執行理事は次に掲げる者とする。

代表理事	末岡 祥弘
業務執行理事	石原 福造
- 5 この法人の最初の会計監査人は次に掲げる者とする。

大阪監査法人
- 6 この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。

尾北 昇	寫岡 正明	杉浦眞喜子	田中 眞一
中川 善博	間 祐三	長谷川洋一	

附 則

この定款は、2011年(平成23年)11月1日より施行する。

附 則

この定款は、2013年(平成25年)6月11日より施行する。

附 則

この定款は、2015年(平成27年)7月21日より施行する。

附 則

この定款は、2023年(令和5年)2月17日より施行する。